

山縣家文書について（長沢）

《史料紹介》

山縣家文書について

長 沢 洋

ここに紹介するのは高田郡吉田町の田丸哲也氏の所蔵にかかる山縣家文書である。田丸氏以前にも何人かの手を経ているのとことであるが、もともとは岩国在住の某氏が所有していたもので、内容から見ても岩国藩士の山縣氏に伝来した文書であることは明らかである。本文書は卷子に仕立てられており、保存状態はおおむね良好である。

「岩国藩中諸家古文書纂」との関係

この山縣家文書は『広島県史』資料編には掲載されていないが、岩国徴古館所蔵の「藩中諸家古文書纂 十」のうち、山縣彦兵衛家差し出し分がこの文書に相当する。これは『広島県史』古代中世資料編Ⅴ第一部に収録されているが、同資料編では直接芸備両国に関係しないと思われるものは掲載せず、また次に述べるように「藩中諸家古文書纂」に収載されていないものも本文書には何点か見いだせる。

「藩中諸家古文書纂」に収められた山縣彦兵衛家の文書は、和歌切紙一点を含めて全部で十九点である。そのうち山縣家文書と共通するものは十六通あり、「藩中諸家古文書纂」にのみ見えるものが三通ある。逆に山縣家文書にしか見えないものは十通である。山縣彦兵衛家では適宜選択して文書の写しを差し出したらしく、この十通のうち、四通は吉川氏の当主から発給されたものではなく、二通は山縣氏あてのものではなく、残りの四通は吉川氏から山縣善右衛門に充てられたものではあるが、内容が贈物への礼状など比較的軽微なものである。

また、文書が表装されたのは「藩中諸家古文書纂」が編纂されてから以後のことのようで、「藩中諸家古文書纂」の文書配列は山縣家文書のそれとまったく異なっている

「藩中諸家古文書纂」には、右述の山縣彦兵衛を含めて山縣姓を名乗る家の文書が十家分収められている（ただし、そのうちの一家は欠）。この十家の内のひとつである山縣十介家の最後には

「今度山縣彦兵衛方御書之写数々差出候分、元祖分配仕候分二御座候事」とあって、この二家の文書がもとは同一の文書群であったことが知られる。事実、両家の文書とも大半は山縣善右衛門あてのものである。

内容について

山縣家文書のほとんどは山縣善右衛門が受取人となっているものである。しかし、その山縣善右衛門について、他の史料には全く所見がない。吉川家文書などに見える山縣姓の者たちとの系譜関係も不明であり、山縣家文書と「藩中諸家古文書纂」による外は、今のところ彼について知りうる事実はない。「藩中諸家古文書纂」の山縣十介家差し出し分には次のような文書が収められている。

□冠 源□□

・横物 春

永禄九三月十日

元春公御判

山縣□□□殿

・横物 任 善右衛門尉

山縣家文書について（長沢）

天正五年正月四日

元春公御判

山縣源次郎とのへ

これによって山縣善右衛門が吉川元春の家臣であること、実名の最初の一字が「春」であること、通称が源次郎であったこと、などを知ることができる。

また、石見国市木に所領を与えられ（二三・二四号）、同じく石見国小石見村が仁保元棟に与えられた時、浜田に出て町人にその旨を申し聞かせるようにと元春から命じられている点（一号）、あるいは鳥取城が秀吉に攻められている時、元春から船を出すことを命じられ、それと同時に「温泉津武安所へも早々人を遣、出船之儀可申催候」と言われている（一〇号）ことなどから考えると山縣善右衛門は石見に所領を持つ者であったと見てよいだろう。

山縣家文書には、天正九年、秀吉が鳥取城を攻めたときに関する文書が多く含まれている。一〇号から一四号までの吉川元春書状は、秀吉の因幡侵入と鳥取城包囲について述べたもので、すべて天正九年のものと思われる。これらによれば、秀吉が七月七日に因幡に侵入し、鳥取城と丸山を包囲したこと、それに対して元春は十六日に出陣する予定であること、山縣善右衛門に警固の

山縣家文書について（長沢）

船を出すように再々命じたことなどが知られる。

当時、鳥取城に籠って秀吉軍と対峙していたのは吉川経家である。この鳥取城攻防戦については、『陰徳太平記』などの軍記ものや石見吉川家文書の山縣長茂覚書（大日本古文書一五一号）などによって、攻防の経過や開城の際のいきさつを知ることができ、それらを基にした瀬川秀雄氏の叙述があるが（『吉川元春』第二篇第二期第三章）、城が包囲された時点での元春の動きについては今一つ明らかでない。一〇号や一一号の書状で述べているように、元春が七月十六日に出陣したかどうかは不明であるが、この一連の文書は鳥取城包囲の知らせが届いた直後の吉川氏側の動きを知る上で貴重な史料といえるだろう。

凡 例

- 一 文書の配列は原本の通りである。
- 一 文書の形状は表題の下に記した。
- 一 本文の漢字は旧漢字を用いた。
- 一 本文以外の端裏書などには「」を付した。
- 一 本文には適宜句読点などを施し、必要と思われる傍注を（ ）で付した。
- 一 ☆印は「岩国藩中諸家古文書纂」十の山縣彦兵衛家差し出し

分に収載の文書である。（ ）の番号は同書における配列の順番である。

- 一 ○印は『広島県史』古代中世資料編Ⅴに掲載されている文書である。

- 一 吉川元春書状（堅紙）☆（12）

（端裏捻封ウハ書）

- 「（墨引） 山縣善右衛門尉殿 元春」

（石見）
小石見村之儀、元棟へ進之候、然者其方之儀明日十六至濱田罷

出市濱田町人等理申聞可相渡候、自元棟ハ山縣孫左衛門尉其外一兩人差出之由候、明日吉日之事候間、俄之様候へ共可罷出候、猶此者可申候、謹言

二月十五日 元春（花押）

- 二 吉川元春書状（堅紙）

鮎一折到来祝着候、猶重而可申聞候、謹言

五月五日 元春（花押）

(捻封ウハ書)

「(墨引) 山善右

元春」

三 吉川元春書狀(豎紙)

井助迄申越一折到來祝着候、猶助七所より可申遣之候、謹言

七月十六日

元春(花押)

(捻封ウハ書)

「(墨引) 山縣善右衛門尉殿 元春」

四 吉川元春書狀(豎紙) ☆(15)

(端裏捻封ウハ書)

「(墨引) 山善 元春」

返、因州表へ可陣替との事候間、頓可罷上候、^(伯耆)羽衣石
へハ手當申付候□先様可陣替候、

石見表之儀隙明罷歸之由可然候、彼檢見之趣披露一篇二可罷越候
哉、但又可供支度仕候て可出哉之通申越候、尤候、其儘供仕候様
二可出候、^(伯耆)至八橋上着候者因州表則可及行□間繼夜於日可罷上之
事肝要候、待人候、猶助七所より可申候、謹言

八月七日

元春(花押)

五 吉川元春書狀(豎紙) ☆(13)

内、奉公之儀付而對二右以一通申之旨承知候、無余儀候、祝着
候、何も二右可上候間、以彼者重疊可申間候、猶井助可申候、謹
言

十一月十七日

元春(花押)

(捻封ウハ書)

「(墨引) 山縣善右衛門尉殿 元春」

六 吉川元春書狀(折紙) ☆(11)

急度申遣候、爰元之儀明後日廿日陣易候、然者其口之儀至大崎島
執衆取出之由候間、何篇桂左同前二彼方方便等可仕事專一候、爲
其申聞候、謹言

五月十八日

もと春

山縣善右衛門尉殿

七 吉川元春書狀(折紙) ☆(7)

其表長、在身候て氣遣之段祝着候、當表隙明急度至其表打廻事候
条、弥其内短束肝要候、謹言

六月十四日

元春(花押)

山縣家文書について（長沢）

山縣善右衛門尉殿

油斷候てハ其方可爲曲事候く、

此間者氣相少惡候處、某許相聞候歟、桂与三兵・粟市所迄申越候、祝着候、此此すきと快氣候間可心安候、尚自兩人所可申遣候、謹言

八 吉川元春書狀（折紙）

六月廿一日

元春（花押）

山縣善右衛門尉殿

山縣善右衛門尉殿

七月十一日

もと春（花押）

九 吉川元春書狀（折紙）

海月一折到來祝着之至候、仍自明日吉田罷越候間、其方事早々可罷出候、謹言

七月五日

元春（花押）

山縣善右衛門尉殿

山縣善右衛門尉殿

七月十二日

元春（花押）

上勢之儀小代之隙明ニ付去七日至因州罷下丸山取詰之由到來候之条、爰元出張之儀弥十六日ニ議定候、然間當浦警固船之儀仕立候て頓可差上事肝要候、油斷候てハ不可有曲候、委細任口上候、謹言

一〇 吉川元春書狀（折紙） ☆（10）

（右見）

吳々温泉津武安所へも早々人を遣、出船之儀可申催候、

一一 吉川元春書狀（折紙） ☆（14）

急度申遣候、先日も度々如申聞候、警固之儀片時も早々差上候ハ

てハにて候、自八橋只今又追、注進之候、(賀露) ころ河口ニ敵船懸置之

由候、さてく此方船不差上之段不及是非候、先日申聞候さま
り辻之船ハ不及沙汰、其外にも此節之事情間心さし有之者共候
ハ、船成共水夫成共馳走仕候ハ、褒美之段不可有忘却候、爲心
得候、呉も申候様於于今者支度たても不入候、一剋も早、船を
押出之候する事肝心候、元長是程の歎息候時者余浦のなみたて共
申候て自余之警固を申合候程之儀候者爲向後候間、當町中之者共
をも堅可申付候、勿論其方事も此節油斷仕候てハ不可有其曲候、
謹言

七月十七日

もと春 (花押)

山縣善右衛門尉殿

一三 吉川元春書狀 (折紙) ☆(6)

警固船之儀早、可差出事專一候、又小谷之儀可見合候、爲其井平
左差遣候、弥不可有油斷候、謹言

七月廿三日

元春 (花押)

山縣善右衛門尉殿

一四 吉川元春書狀 (折紙) ☆(8)

急度申遣候、其許警固之儀于今不指上之由如何候哉、延引之段無
是非候、自八橋申越候之段不大方候、繼夜於日可差出候、爲其申
遣候、謹言

七月廿三日

元春 (花押)

山縣善右衛門尉殿

一五 吉川元春・同元長連署書狀 (堅紙)

彼者三人之事爲兩人藏本之衆へ談合候而召返候者於身可爲祝着
候、委細井木工可申聞候、謹言

十月十日

もと春 (花押)

もと長 (花押)

(捻封ウハ書)

「(墨引) 朝因 もと春」

森宗兵

一六 吉川元春書狀 (堅紙)

明朝隆景被越候間御出候て可給候、待申候、井平石被召連早、御

山縣家文書について（長沢）

出候へく候、隙入候間早朝ニ支度候へとの事候間爰元急申候、爲御心得申候、恐々謹言

二月廿九日

もと長（花押）

（捻封ウハ書）

「

治部

（墨引）

次五

まいる申給へ」もと長

一七 吉川元長書狀（折紙）☆（16）

其方事繼夜於日可罷上候、爰許之儀者はや先警固申付候間打續可乗上候、不可有緩事肝要候、謹言

七月廿二日

元長（花押）

山縣善右衛門尉殿

一八 吉川經言書狀（豎紙）☆（4）

爰元彼是之儀此者ニ中間候条、尋問候而、可然様ニ氣遣頼入候く、爲其申事候、謹言

十月十五日

經言（花押）

（捻封ウハ書）

「

（墨引）

山善右

申給へ

より

」

一九 吉川經言書狀（豎紙）☆（5）○

（端裏捻封ウハ書）

「

（墨引）

山善右

まいる

より

」

候様そと可申伺候、さまで手たかき望も無之候間申事候、謹言

十一月九日

經言（花押）

又用談之儀此者ニ申聞せ候つ、かしく

宗圓事二三ヶ年逗留之儀、然ハ手前不成候付而上へ可登る由申候へ共、数年逗留候故内儀之事迄見及たる事候間、上へのはせ候事如何候間、御上へ涯分申分候而少被成御扶持候様可氣遣通中間相留候、彼者事くすしなとも上手にて候間少御入ふち候て被置せ

二〇 吉川經言書狀（豎紙）☆（2）○

宗圓進退之儀上にも御口ひき能候由候、可然候、然者彼者申様も

今少之事候間相澄候様ニと申候、先當座少之安堵候様可申伺候、
頼入候、恐々謹言

十一月廿日

經言（花押）

（捻封ウハ書）

「

（墨引） 山善右
まいる

より
經言
」

二一 吉川經言書狀（豎紙） ☆（3） ○

（端裏捻封ウハ書）

「（墨引）

山善右
申給へ

經言
」

（山縣郡）

勘右衛門尉手前之儀、去秋於石申上候處、被成御分別候、然者此
節申上度由候間、少被付御心候様可被申伺候、頼入候、恐々かし

く

十一月廿二日

經言（花押）

二二 吉川經言書狀（豎紙） ☆（1）

宗圓事、先度申候様ニ進退落着候様可被申上候て可給候、餘長之
在陣候間、年内可差下存候、左候へハ今度少被思食分候へハ外實
可忝之由申候、今一往被相伺候て御意之趣を可承候、爲其申候

山縣家文書について（長沢）

く、恐々かしく

十二月廿六日

經言（花押）

（捻封ウハ書）

「

（墨引） 山善右
まいる

より
經言
」

二三 吉川氏奉行人連署打渡狀（豎紙）

打渡

（石見）

下市木上中藏名

一田壹町壹段

分錢四貫貳百文
米四石貳斗

作人与三左衛門

以上

元龜貳年二月十六日

越前守（花押）

右京進

但馬守（花押）

山縣源次郎殿

二四 吉川氏奉行人連署書狀（折紙）

（石見）

市木之内栗栖三郎左衛門尉給篠山三貫九百前之事、爲給地被宛遣
候、田畠山河并屋敷以下全可有知行事肝要候、此由能々可申旨

山縣家文書について（長沢）

候、恐々謹言

天正八

兒市

九月廿三日

春種（花押）

井木工

春佳（花押）

二内藏

春次（花押）

桂左

春房（花押）

山縣善右衛門尉殿

二五 山縣七左衛門書狀（折紙）

尚々ミなくゝゑ事つてのよし申度候、又ふゑりんこしにくや
ことのほかのきやうてんにて候つ、ミなくゝ何事なく候まゝ
此よしミなくゝへ御つたゑ候へく候ゝ以上

たより候まゝ、一ふて申まいらせ候、此かた何事も候ハす候、そ
のかた御そうあさ夕うけたまはり度候、このかたとのさまこの五
日二おうミのくにおうつと申ところハ御いて候て、廿八日ひかし
いせのおうみやと申ところまで御ちんかゑにて候、いゑやす御の
はり候ハ、と候てうけてにて候まゝ御くたりにて候まゝ申度候へ

ともいそぎのひんにて候まゝふてをとめまいらせ候、又々かしく

八月三日 山七左（花押）

（切封ウハ書）

「（墨引）

おうミのくに
より

さく□□□

山□□□殿

七左「

二六 今田助右衛門書狀（豎紙）

（端裏捻封ウハ書）

「（墨引）

山縣長兵衛殿

□□ 今助右
「

算加儀弥不便被思召事候、因茲倭子五荷可被遣之通被 仰出候間
左様可被相心得候、恐々謹言

閏十月十八日 今助右（花押）

（ながさわひろし 研究員）